

「標準報酬・資格喪失の遡及訂正事案」について

平成20年10月24日

社会保険庁

標準報酬・資格喪失の遡及訂正事案(17事案)に係る調査結果について

1. 調査結果

- 遡及して資格喪失させたことは事実在即していた可能性が考えられるが、その後の指導に誤りがあった事案 1件
- 社会保険事務所の職員が事実と反する処理であることを知っていたと考えられる事案 1件
- 事実と反する処理であることを職員が知っていたかどうかは明らかにならなかった事案 ... 15件

※1 調査した17事案の経緯

- ① 第三者委員会に申立てがあり、あっせんに至った事案 : 16件
- ② 事業主が、社会保険事務所の示唆により、事実と反して遡及訂正をしたと証言をしている事案 : 1件

※2 第三者委員会に申立てがあり、あっせんに至った16件については、あっせんのとおりに申立人の記録を訂正済みである。

※3 標準報酬・資格喪失の遡及訂正については、例えば、届出していた報酬額が経営難で支払われなくなっていた場合に、実態に合わせて、届出されている報酬額を遡及して引き下げることは適正な処理。
一方、報酬額は変わっていないのに、実態と反し、遡って報酬額を引き下げることを、事務所職員が示唆したか、知っていた場合には、社会保険事務所の職員の対応として問題となる。

2. 今回の調査対象事案への対応

- (1) 社会保険事務所の職員が事実と反する処理であることを知っていたと考えられる1件の事案に関し、当該職員が他に関与した事案がなかったかどうか等の調査を行った上で、関係職員に対して厳正に対処する。
- (2) 今回の調査対象事案に係る事業所に勤務していた他の従業員のうち、同様の遡及訂正処理が行われている可能性がある者について、早急に事実の確認を行い、必要な記録の訂正を行う。

(平成20年9月9日発表)

調査結果を踏まえた対応

1. 上記以外の第三者委員会あっせん事案等の調査の実施

- (1) 今回の調査対象事案以外に第三者委員会であっせんが行われた事案(平成20年10月20日現在52件)について調査を行う。
- (2) 外形から同様の事案と見られる第三者委員会申立事案(平成20年1月末時点で160件程度)に係る内容の分析及び個々の事案の遡及訂正理由等の調査を行う。
- (3) 元社会保険庁職員から、組織的に不適正な遡及訂正処理が行われていたとの証言があった件について、事実関係の調査を行う。

2. 記録を抽出した上での調査

○ 調査方針

上記の調査等を踏まえ、オンライン上の全ての記録から不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録を抽出した上で、ご本人による当該記録の確認に基づき、調査を行うことについて早急に検討し、実施する。

○ 具体的取り組み

第三者委員会のあっせん事案等の分析に基づき、不適正な標準報酬の遡及訂正処理の可能性のある記録として、下記の3つの条件の全てに該当する記録(約6万9千件)を抽出し、うち厚生年金受給者(およそ2万件)については、本年10月16日から、社会保険事務所職員による戸別訪問を開始し、ご本人による記録確認及びそれに基づく調査を行うこととしたところ。

また、3条件のそれぞれに該当する件数の単純合計の延べ約144万件(上記戸別訪問の対象者を除く)については、下記3-(3)及び4-(2)の記録送付の際に、年金受給者や現役加入者への注意喚起を行う文書を同封する。

※ 3つの条件

- ① 標準報酬月額を引き下げ処理と同日もしくは翌日に資格喪失処理が行われている。
- ② 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ③ 6か月以上遡及し標準報酬月額が引き下げられている。

3. 年金受給者による記録確認

- (1) 年金受給者に対し、社会保険事務所等における相談を呼びかけるとともに、平成20年度中に、インターネットによる年金記録照会(標準報酬月額も閲覧可)を開始する。
 - (2) 平成19年12月から年金受給者に送付している「ねんきん特別便」により、ご本人に資格喪失日等の記録を確認していただく。
 - (3) さらに、平成21年中に、厚生年金受給者全員に対する標準報酬月額の情報を含むお知らせの送付を開始し、ご本人に記録を確認していただく。
- ※ 上記(1)～(3)については、受給者から、記録が事実と相違していると申し出があったものについて、社会保険事務所の事務処理や事業主等について調査を行うものとする。

4. 現役加入者による記録確認

- (1) 平成20年2月から現役加入者に対して送付している「ねんきん特別便」により、ご本人に資格喪失日等の記録を確認していただく。
 - (2) 平成21年4月から、現役加入者に「ねんきん定期便」(標準報酬月額の情報を含む)を送付し、ご本人に記録を確認していただく。
- ※ 上記(1)及び(2)については、現役加入者から、記録が事実と相違していると申し出があったものについて、社会保険事務所の事務処理や事業主等について調査を行うものとする。

5. 再発防止の徹底

- (1) 遡及訂正処理を行う場合に、事実関係が確認できる関係書類(賃金台帳、法人登記簿等)の添付を徹底。
- (2) 滞納事業所の全喪処理や延滞金の取扱い等について、社会保険事務所長自らが把握する体制を構築。
- (3) 一定の遡及訂正処理に係る届書について、社会保険事務局が事前チェックを行う体制を整備。
- (4) 事業所調査において、遡及訂正処理が行われた届出についての調査を重点項目に追加。
- (5) 適用・徴収関係書類の管理の在り方について、業務の性格等に応じた見直しを検討。

標準報酬・資格喪失日の遡及訂正事案に係る調査結果について（概要）

I 総務省年金記録確認第三者委員会あっせん事案について

1. 調査の経緯等

- 社会保険庁は、総務省年金記録確認第三者委員会により平成20年2月末までにあっせんされた事案のうち、遡及した標準報酬月額の下げ又は資格喪失処理が行われている事案であって、社会保険事務所の処理に合理的な理由が見当たらないとされた16事案について、当時の事務処理の経緯、理由等について調査を行い、平成20年4月28日現在の状況をまとめ、4月30日に中間報告として公表。
- さらに、所在不明等により事業主等からの聴き取りができていない事案について、引き続き協力を要請するとともに、必要な調査を進めた。なお、これにより判明した事実関係を踏まえ、関係職員等に必要な調査を行った。
- 当時の適用・徴収担当者に対し、当時の社会保険事務所における事務処理プロセスや関係書類の保存状況の確認を行った。
- 調査に当たっては、本庁職員が自ら聴き取り等を行うとともに、地方社会保険事務局職員及びブロック社会保険事務局所属の地方社会保険監察官を派遣して実施した。

2. 調査結果の概要（別表参照）

(1) 16事案における関係者の証言等

- 各事案ごとの、事業主等及び社会保険事務所職員の証言、関係書類の保存状況等については、別表のとおり。
- 16事案全体を通じての特徴等は、次のとおり。
 - ・ 相当の年数を経過している事案が大半であり、関係書類については既に廃棄されている場合が多く（適用関係書類の保存は皆無、何らかの徴収関係書類の保存は4件）、関係者の証言も不鮮明な場合が多かった。
 - ・ 事業主等が社会保険事務所から遡及訂正についての説明があった旨申告している事案が2件ある（埼玉事案4、中央事案86①）が、いずれの事案においても、関係職員はそのような説明をした記憶はないとしている。
 - ・ ほとんどの事案（15事案）において、申立人と同一の事業所に同一時期に勤務しており、同様の遡及訂正処理が行われている可能性のある被保険者が存在。

- ・ 事務処理プロセスに関する証言では、「実態に合った届出を行うよう指導していた」等との回答が多かったが、添付書類を求めずに届出を受理していた旨の申告もあった。

(2) まとめ

- 1事案（東京事案20）については、遡及して資格喪失させたことは、事実にあつていた可能性が考えられるが、その後の指導に誤りがあつたことが確認された。
- 他の15事案については、事実と反する処理であることを社会保険事務所職員が知っていたかどうかについて明らかにすることはできなかった。
- 当時の事務処理プロセスの状況については、①滞納事業所の事業主から、標準報酬月額について実際の支払額と相違している旨の申し出があつた場合、実態に合った届出を行うよう指導していたとする職員の回答が多かつたこと、②標準報酬月額や資格喪失に係る届出を受け付ける際に、貸金台帳や法人登記簿などの書類の添付を求め、それを確認することについては十分に徹底されていなかったことが確認された。

II 事業主の具体的な証言のある事案について

1. 事案の概要

東京都千代田区所在の設計コンサルタント会社の事業主が、平成7年当時、滞納した厚生年金保険料の分割納付の申し出を行ったところ、社会保険事務所職員の指導により、遡及して標準報酬月額を訂正するとともに、当該事業所の被保険者全員の資格喪失手続をとつたと証言している事案。

[遡及訂正に係る期間：平成6年7月1日～平成7年11月30日（16月）]

2. 調査の経緯等

- 社会保険庁は、この事案について事実関係確認の調査を進め、平成20年4月28日時点で把握している事実に基づき、4月30日に中間報告を行った。
- さらに、事業主から提供のあつた関係資料の検討を行うとともに、事業主に面談し、事実関係の確認を行った。
- 関係職員に対しても、必要な追加調査を行うとともに、当時の社会保険事務所における遡及訂正に係る事務処理プロセス等について確認を行った。
- 調査に当たっては、本庁職員が自ら聴き取り等を行うとともに、地方社会保険事務局職員及びブロック社会保険事務局所属の地方社会保険監察官を派遣して実施した。

3. 調査結果の概要

(1) 事業主の証言

- 社会保険事務所の徴収第一係長が滞納保険料の分割納付の申し出を拒否し、全喪（社会保険から脱退）するよう指導した。
- 同係長から、滞納保険料については、標準報酬月額を引き下げて減額するとの説明を受けた。

(2) 社会保険事務所職員の証言

① 徴収第一係長（当時）の証言

- ・ 当該事業所の名称、事業主の氏名、事業主とのやり取りは記憶していない。
- ・ 事業主が保管していた届書（控え）の筆跡は自分のものである。
- ・ 当時、滞納事業所において今後も保険料を支払える見込みがない場合は、標準報酬の引下げや社会保険からの脱退を促すような指導をしたことがあった。
- ・ 標準報酬の引下げや資格喪失処理については、自分の判断で行っていた。

② 所長、次長及び徴収課長（当時）の証言

- ・ 徴収対策会議（毎月開催）において、遡及訂正処理について話すようなことはなかった。

(3) 結論

徴収第一係長の証言及び事業主の証言等を総合的に勘案すると、同係長は、事実と反することを知りながら、実態が伴わない月額変更届に基づき、標準報酬月額の遡及訂正を行うとともに、当該事業所の全喪処理を行ったものと考えられる。

第三者委員会あっせん事案の概要（厚生年金事案）

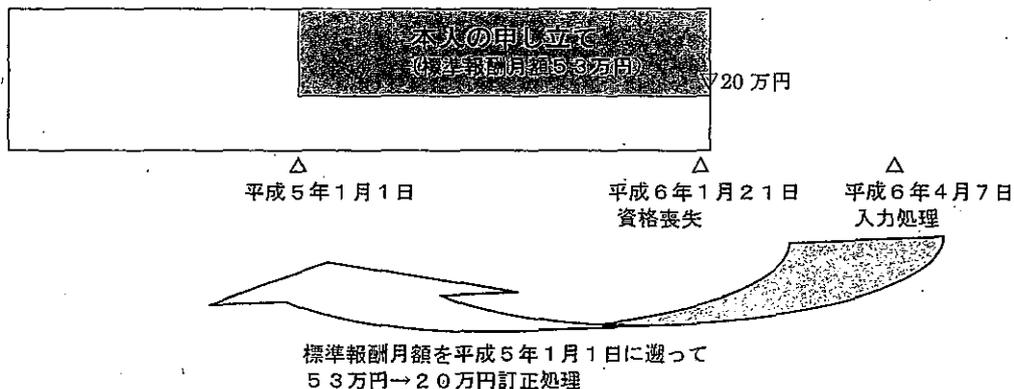
標準報酬相違

事案例

○本人の申立

退職まで標準報酬月額が53万円であるはずだが、平成5年1月1日から資格喪失日（平成6年1月21日）までの標準報酬月額が53万円から20万円に下がっている。

53万円▼



○あっせん内容

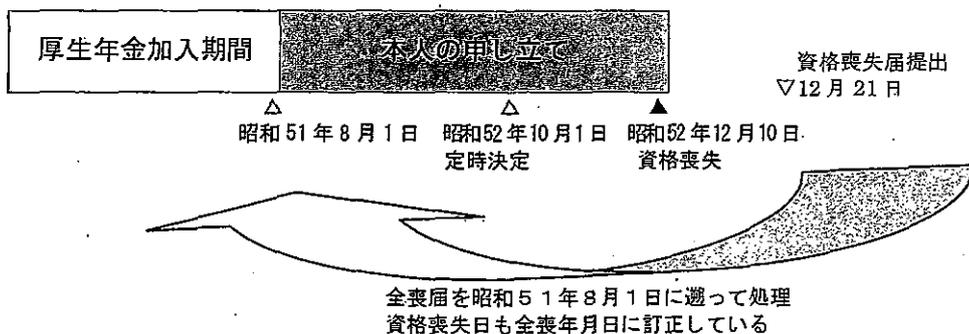
⇒当期間の標準報酬は53万円とすべきである。

全喪事業所の被保険者記録取消

事案例

○本人の申立

昭和51年8月1日に被保険者資格を喪失したことになっているが、その後も同じ工場で仕事をし、昭和52年12月まで給料を受けていた。



○あっせん内容

⇒資格喪失日は昭和52年12月10日とすべきである。

(別 表)

総務省年金記録確認第三者委員会あつせん事案(16事案)の調査結果総括表

	事案番号	事案内容	遡及訂正に係る期間		管轄事務局	事業主等の証言	社会保険事務所職員の証言	適用・徴収関係書類の保存状況	申立人と同様の処理がされた従業員 の人数
			月数	月数					
1	中央事案3	A	H5.1.1-6.1.21	12月	東京	・事業主は、現在施設に入所し、家族のことも認識できない状態。 ・経理担当者によれば、届出の経緯等は事業主でなければ分からないとのこと。	遡及訂正処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。	なし	4
2	千葉事案1	A	H10.4.1-12.3	23月	東京	保険料の納付は困難であったが、滞納はなく、記録訂正について相談したことはないとのこと。	遡及訂正処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。	・適用関係書類なし ・徴収関係書類あり	3
3	兵庫事案1	B	S51.8.1-52.12.10	16月	兵庫	・事業主は死亡。 ・社会保険料の滞納や遡及訂正処理が行われた経緯等は確認できなかった。	遡及訂正処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。	なし	9
4	兵庫事案2	B	S51.8.1-52.12.10	16月	兵庫				
5	中央事案22	B	S54.3.31-55.4.11	13月	大阪	実質的な代表は親会社の事業主であるが、既に死亡しているため、事実確認を行うことはできないとのこと。	遡及訂正処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。	なし	3
6	中央事案29	A	H7.2.1-12.9.1	67月	東京	・平成11年度までは役員報酬を全額受けていたため、平成7年2月にまで遡った訂正は行っていない。 ・平成12年11月初旬から12月初旬までの間は東京を離れている上、同年11月初旬以降は、社会保険事務所には連絡も訪問もしていない。	・遡及訂正処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。 ・社会保険事務所が保管している資料では、申立人(=事業主)が平成12年12月7日に社会保険事務所を訪れ、標準報酬月額の見直しを行ったとされている。 ・社会保険事務所に残された徴収関係資料によれば、遡及訂正処理により減額された社会保険料額と滞納保険料額は、ほぼ同額。	・適用関係書類なし ・徴収関係書類あり	0
7	鹿児島事案1	B	H5.8.31-7.2.1	18月	鹿児島	・事業主の連絡先及び当時の社会保険事務担当者の所在について確認したが不明。 ・申立人及び元従業員によれば、資格喪失日の遡及訂正やその原因等については承知していないとのこと。	遡及訂正処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。	なし	7
8	埼玉事案4	A	H7.11.1-9.8.31	21月	埼玉	・事業主は死亡。 ・元従業員によれば、徴収課担当職員から、保険料を減額するには被保険者の報酬を遡及して引き下げたうえ、社会保険の脱退を行うしかない旨の説明があったとのこと。	・遡及訂正処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。 ・徴収課担当職員によれば、元従業員の証言のような説明をした記憶はないとのこと。	・適用関係書類なし ・徴収関係書類あり	12
9	東京事案19	B	S50.6.30-50.11.1	5月	東京	事業主は死亡しており、当時の状況を聴取できる者を確認できなかった。	遡及訂正処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。	なし	1

10	東京事案 20	B	H3. 2. 5-4. 11. 30	21月	東京	<ul style="list-style-type: none"> ・申立人は子会社の社長であったとのこと。 ・申立人の給与の支払いがどこで行われていたかはわからないとのこと。 〔法人登記簿謄本により、申立人は当該子会社の代表取締役であることが判明。〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・遡及訂正処理自体は、本事案に係る事業所の倒産に伴う財産調査において、貸金台帳、源泉所得税計算書により事実確認を行った上での処理であった。 〔本来、子会社を適用事業所として遡って厚生年金に加入するよう指導すべきところ、国民年金に加入するよう誤った指導をしていたことが確認された。〕 	なし	8
11	中央事案 47	B	H4. 3. 31-5. 1. 31	10月	東京	遡及訂正処理に係る記憶はないとのこと。	遡及訂正処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。	なし	17
		A	H4. 1. 1-5. 1. 16	12月					
12	東京事案 26	B	H4. 12. 31-5. 3. 21	3月	東京	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主によれば、届出については記憶がなく、関係書類についても倒産が決定的になった際に全て焼却処分したとのこと。 ・事務担当者によれば、滞納保険料の納付の件で社会保険事務所に電話した際に、職員から「もういいです」と言われ、不思議に思ったとのこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遡及訂正処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。 ・事務担当者からの問い合わせを記憶している職員はいなかった。 	なし	27
13	広島事案 2	B	H5. 8. 31-6. 3. 26	7月	広島	<ul style="list-style-type: none"> ・事実上の代表は父親である会長であったとのこと。 ・自分（事業主）と会長の資格喪失日を遡及して訂正することは聞かされていたが、遡及した訂正処理を行うに至った経緯等は、会長が亡くなったためわからないとのこと。 	遡及訂正処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。	なし	17
14	宮城事案 8	B	H5. 7. 31-5. 11. 1	4月	宮城	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主は行方不明。 ・事務の代行を行っていた2名のうち1名によれば、遡及した訂正届出を行ったことはないとのことであり、もう1名によれば、遡及訂正処理に係る届出や滞納の有無はわからないとのこと。 	遡及訂正処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。	なし	19
15	宮城事案 9	B	H5. 7. 31-5. 11. 1	4月	宮城	<ul style="list-style-type: none"> ・役員によれば、事業主が行方不明となったのは、平成6年3月17日で、事業はその日まで行っていたとのこと。 			
16	中央事案 86 ①	A	H3. 7. 1-5. 1. 26	18月	東京	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主によれば、世間に迷惑をかけるほどの滞納はしておらず、その後支払ったとのこと。 ・経理担当者によれば、事業所には滞納があり、社会保険事務所に相談したところ、標準月額を遡及して引き下げ、滞納保険料を減額するような説明があったとのこと。 	遡及訂正処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。	なし	35
	中央事案 86 ②	A	H6. 7. 1-7. 2. 21	7月	東京	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主宅に複数回臨場するとともに、そのたびに連絡を求める文書を投函したが、応答がなく、面談ができなかった。 ・役員からは、遡及記録訂正処理が行われた経緯等について確認することはできなかった。 	遡及訂正処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。	<ul style="list-style-type: none"> ・適用関係書類なし ・徴収関係書類あり 	8

(注)「事案内容」欄においては、標準報酬相違をA、喪失年月日相違をBで表示。

平成20年9月9日
社会保険庁

元社会保険庁職員の証言に対する調査について

1. 元職員による証言の内容

滋賀県内の社会保険事務所課長等を務めた元社会保険庁職員が、平成20年8月19日の民主党厚生労働部門・総務部門合同会議及びその後のマスコミ報道において、不適正な標準報酬等の遡及訂正処理が、社会保険事務所職員等の関与の下、組織的に行われていた旨の証言を行った。

2. 上記証言に対する調査の状況

上記証言に対し、以下のとおり事実関係の調査を実施中。

(1) 元職員本人に対する面談調査

社会保険庁本庁職員が元職員本人から直接聴き取り調査を行うため、面談を申し入れているところ。

本庁及び滋賀社会保険事務局から8月26日以降15回の電話や郵便により連絡をとっているが、9月8日13時の時点では、本人からの連絡がなく、面談ができていない状況。

(2) 関係職員に対する書面調査及び面談調査

元職員が徴収業務等に携わっていた期間（平成11年4月～平成14年3月）において業務上同職員と関わりがあった職員（退職者を含む）を対象として、書面調査及び面談調査を実施中。[本庁職員と地方社会保険監察官を派遣]

(3) 現地調査

関係社会保険事務所において、適用・徴収関係書類及び収納対策会議関係資料について調査中。[本庁職員と地方社会保険監察官を派遣]

(4) 滞納事業所に関する調査

元職員が関係業務に携わっていた期間に全喪（厚生年金の適用事業所からはずれること）となった事業所の被保険者記録について遡及訂正処理の有無を確認し、遡及訂正事案が判明した場合は、関係者に対し事実確認の調査を行う。[本庁職員を派遣]

平成20年9月18日
社 会 保 険 庁

不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の抽出について

9月9日の「年金記録問題に関する関係閣僚会議」においては、標準報酬等の遡及訂正事案に関する今後の対応として、「オンライン上の全ての記録から不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録を抽出した上で、ご本人による当該記録の確認に基づき、調査を行う」こととしたところ。

これについては、以下のような方向で取り組む方針。

1. 第三者委員会のあっせん事案のうち標準報酬の遡及訂正事案に該当する13件及びこれらの事案の申立人と同様の遡及訂正が行われている可能性のある同僚の方の事案75件の合計88件を基にした分析を行ったところ、ほとんどの事案が次の3条件すべてに該当することが確認された。

① 標準報酬月額を引き下げ処理と同日もしくは翌日に資格喪失処理が行われている。

② 標準報酬月額が5等級以上引き下げられている。

③ 6か月以上遡及して記録が訂正されている。

※ 上記88件のうちの約9割が3条件すべてに該当。

※ さらに、同じ事業所の同僚が上記の条件に該当していればよいとした場合には、上記88件のうち約99%が3条件すべてに該当。

2. この3条件すべてに該当する被保険者記録をオンライン上の記録およそ1億5,000万件から抽出したところ、約6万9千件がこれに該当することが判明。

これらのうち、厚生年金受給者（65歳以上の方でおよそ2万件）について、年明け早々を目途に標準報酬等の記録の送付を開始し、ご本人による当該記録の確認に基づいて調査を行う。

平成20年10月 3日
社 会 保 険 庁

不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の抽出について

1. 標準報酬等の遡及訂正事案に関する今後の対応として、「記録を抽出した上での調査」については、9月18日に、
 - (1) 第三者委員会のあっせん事案のうち標準報酬の遡及訂正事案に該当する13件及びこれらの事案の申立人と同様の遡及訂正が行われている可能性のある同僚の方の事案75件の合計88件を基にした分析を行ったところ、ほとんどの事案が次の3条件すべてに該当することが確認されたこと、
 - ①標準報酬月額を引き下げ処理と同日もしくは翌日に資格喪失処理が行われている。
 - ②標準報酬月額が5等級以上引き下げられている。
 - ③6か月以上遡及して記録が訂正されている。
 - (2) この3条件すべてに該当する被保険者記録をオンライン上の記録およそ約1億5,000万件から抽出したところ、約6万9千件がこれに該当することが判明したこと、
 - (3) これらのうち、厚生年金受給者（65歳以上の方でおよそ2万件）について、ご本人による標準報酬等の記録の確認に基づいて調査を行うことについて公表したところです。
2. 上記の件に関し、今般、3条件それぞれに該当する被保険者記録の件数について関係各方面からお尋ねがあったことから、以下のとおり公表いたします。

各条件に該当する件数について

条件 ①	標準報酬月額引き下げ処理と同日もしくは翌日に資格喪失処理が行われている。	約15万6千件
条件 ②	5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。	約75万0千件
条件 ③	6ヶ月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。	約53万3千件

3条件すべてに該当
〔不適正な処理の可能性のある記録を的確に抽出〕



約6万9千件

〔うち年金受給者分
約2万件〕

(注) 条件①～③それぞれに該当する件数には、適正な事務処理によるものが含まれている。

※ それぞれの件数については、あくまでも機械的に算出したものであり、以下の点について留意が必要です。

○ 「条件①に該当するもの」(約15万6千件)については、例えば、被保険者の資格喪失時に、事業主による変更届の届出漏れや誤りが判明した場合において、標準報酬月額の引下げ処理と同日又は翌日に資格喪失処理が行われる場合があるが、これは適正な事務処理であり、この条件のみをもって、不適正な事務処理の可能性の高い記録を的確に絞り込むことはできない。

○ 「条件②に該当するもの」(約75万0千件)については、例えば、毎年7月に事業主が提出する届出に基づく標準報酬月額の見直しの際や、社会保険調査官による事業所調査の際に、事業所の賃金台帳等を確認し、事業主による変更届の届出漏れや誤りが判明し、実態に合わせるため、遡及して標準報酬月額を引き下げた場合などに、標準報酬月額が5等級

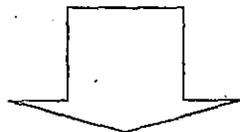
以上引き下げられることがあるが、これは適正な事務処理であり、この条件に該当することのみをもって、不適正な事務処理の可能性が高いということにはならない。

- 「条件③に該当するもの」(約53万3千件)については、例えば、毎年7月に事業主が提出する届出に基づく標準報酬月額の見直しの際や、社会保険調査官による事業所調査の際に、事業所の賃金台帳等を確認し、事業主による変更届の届出漏れや誤りが判明し、実態に合わせるため、遡及して標準報酬月額の記録を訂正した場合などに、6か月以上遡及して標準報酬月額の記録を訂正することがあるが、これは適正な事務処理であり、この条件に該当することのみをもって、不適正な事務処理の可能性が高いということにはならない。
- 以上のことや第三者委員会のあっせん事案・同僚事案を基にした分析の結果等から、3条件の1つずつでは抽出条件として不十分であり、上記3条件すべてに該当する記録を抽出することにより、不適正な事務処理の可能性の高い記録を的確に絞り込むことができるものと考えられる。

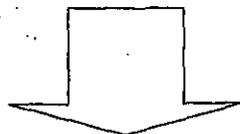
約6万9千件の抽出条件の設定について

今、救済及び事実の解明が求められている事例

- 従業員が知らされないで、標準報酬が実際支払われた給与額よりも低額で遡及して届出されたことにより、将来の年金額が目減りすることになっている事例こそが救済・解明の対象とすべきもの



- 上記のような事例は、何の手がかりもなしに聞き取り調査を行うのでは、具体的な問題事案の把握は難しいことから、オンライン記録から、こうした事例に該当する可能性のある記録を的確に抽出して、本人による確認、必要な記録の訂正、事実の解明を行うことが必要かつ効率的



- こうした観点を踏まえ、記録抽出のための3条件を設定
 - 条件① 標準報酬月額を引き下げ処理と同日もしくは翌日に資格喪失処理が行われている
 - 条件② 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている
 - 条件③ 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている

(参考) 標準報酬月額の変及訂正の例

